住所　東京都羽村市羽加美２丁目13番１―105号
　權智英　昭和61年８月23日生
住所　東京都品川区大崎２丁目11番26号
　王穎　昭和38年７月24日生
住所　東京都練馬区富士見台２丁目31番39号
　李久美　昭和39年３月23日生
　全紗愛　平成７年８月27日生
住所　東京都港区芝２丁目23番６号
　マルゴット・イデス・ホメレス・タカヤマ　昭和59年４月１日生
住所　千葉市若葉区都賀１丁目20番28号
　王強　昭和43年２月19日生
住所　岐阜県山県市高木1457番地１
　孫文枝　昭和50年７月19日生
住所　岐阜県可児市今渡1227番地９
權寧赫　昭和24年２月10日生
權五慶　昭和49年１月25日生
權弘樹　昭和54年６月６日生
住所　奈良県大和高田市大字市場520番地６
　崔南順　昭和32年３月22日生
住所　広島県竹原市下野町1387番地９
　朴清徳　昭和19年６月11日生
　全日佐子　昭和20年５月５日生
　朴徳男　昭和42年７月30日生
住所　広島市中区舟入南２丁目14番16―201号
　李龍司　昭和51年１月８日生
住所　広島市安芸区中野東１丁目32番10号
　李秋子　昭和14年３月１日生
住所　千葉市美浜区浜田１丁目３番地
　金梨惠　昭和45年８月27日生
住所　福岡市南区高宮４丁目15番27―301号
　權秀幸　昭和38年９月13日生
住所　福岡市博多区半道橋１丁目７番３―404号
　朴千景　昭和59年９月19日生
住所　滋賀県大津市際川２丁目15番８号
　金禎福　昭和44年１月７日生
住所　滋賀県大津市大将軍１丁目１番９号
　金英美　昭和37年６月12日生
　金桂均　昭和60年６月27日生

○農林水産省告示第八百六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂

金愛理　昭和63年３月７日生
　金桂貫　平成７年８月19日生
住所　滋賀県犬上郡甲良町大字横関795番地
　徐民子　昭和51年４月９日生
住所　山口県山陽小野田市大字埴生569番地
　金正順　昭和17年８月２日生
住所　埼玉県川口市上青木１丁目12番14―204号
　李仁和　昭和11年７月22日生
　安好子　昭和15年11月７日生
　李眞一　昭和48年11月５日生
住所　埼玉県草加市住吉１丁目13番23―402号
　徐璿　昭和48年２月14日生
住所　福岡県飯塚市赤坂847番地53
　朴加代子　昭和42年１月15日生
住所　北九州市小倉北区片野３丁目２番19号
　姜福年　昭和20年８月８日生
住所　佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里631番地２
　姜健兒　昭和42年８月14日生
住所　京都府福知山市字天田110番地10
　金秉奎　昭和22年10月27日生
　金佳子　昭和23年８月４日生
　金寛之　昭和53年４月21日生
住所　京都市伏見区向島清水町47番地１
　金春子　昭和23年９月21日生
住所　京都市伏見区横大路下三栖山殿15番地100
　李加世子　昭和58年６月26日生
住所　京都市左京区一乗寺染殿町49番地５
　河貴生　昭和46年４月４日生
住所　東京都八王子市東中野1507番地１
　黄秀亮　平成元年12月21日生
住所　京都府向日市寺戸町西垣内15番地124
　曹澤晟　昭和38年５月３日生
　黄操子　昭和45年４月21日生
　曹慶祐　平成９年２月20日生
　曹明花　平成12年３月３日生
住所　京都市伏見区淀木津町251番地
　南弦吾　昭和56年３月31日生

表補助金等の予算科目の欄中「食品産業競争力強化対策事業費補助金（食品製造業経営基盤強化対策事業費のうち地域食農連携機能高度化促進費に係るものに限る。）」を「食品産業競争力強化対策事業費補助金（食品製造業経営基盤強化対策事業費のうち地域食農連携機能高度化促進費に係るもの及び食品産業環境対策総合推進事業費のうち食品循環資源品質維持体制整備事業費に係るものに限る。）」に、「一　未来志向型技術革新対策事業推進費補助金（新需要創造対策事業、技術革新波及対策事業のうち団体推進事業に係るもの、生産性限界打破事業のうち次世代園芸ロボット技術導入検証事業に係るもの及び農業支援ﾋﾞｭｰﾋﾞジネス創出推進事業のうち全国推進事業に係るものを除く。）」を「一　未来志向型技術革新対策事業推進費補助金（新需要創造対策事業、技術革新波及対策事業のうち団体推進事業に係るもの、生産性限界打破事業のうち次世代園芸ロボット技術導入検証事業に係るもの、農業支援ﾋﾞｭｰﾋﾞジネス創出推進事業のうち全国推進事業に係るもの、農業機械等緊急ﾘｰｽ支援事業のうち食料供給力向上緊急機械ﾘｰｽ支援事業に係るもの及び植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業に係るものを除く。）」に、「五　国産原材料供給力強化対策事業推進費補助金（国産原材料サプライチェーン構築事業のうちﾆｭｰﾋﾞジネス育成・強化推進事業（全国推進事業）及び仮設型直売システム普及事業に係るものを除く。）　」に、「国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金（未来志向型技術革新対策事業費補助金のうち新需要創造対策事業に係るものを除く。）」を「国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金（未来志向型技術革新対策事業費補助金のうち新需要創造対策事業に係るものを除く。）」に、「担い手育成・確保対策事業費補助金（担い手育成・確保支援事業費のうち担い手アクションサポート事業費、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業費及び集落営農法人化等緊急推進事業費に係るもの並びに農地利用調整等円滑化支援事業費のうち農地情報共有化支援事業費に係るものに限る。）」を「担い手育成・確保対策事業費補助金（担い手育成・確保支援事業費のうち担い手アクションサポート事業費、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業費及び集落営農法人化等緊急推進事業費に係るもの並びに農地利用調整等円滑化支援事業費のうち農地情報共有化支援事業費に係るものに限る。）」に、「被害農家営農資金利子補給金」を「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営維持支援緊急保証事業に係るものに限る。）」に改める。

○農林水産省告示第八百六十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十一年七月二日

農林水産大臣　石破　茂